

「103 万円の壁」の見直しについて

11 月 22 日に閣議決定された総合経済対策において、いわゆる「103 万円の壁」の見直しについては、令和 7 年度税制改正の中で議論し引き上げることとされました。

この引き上げにより、労働者の収入増や「働き控え」の解消などの効果が期待されます。

一方で、仮に所得税の課税最低限を現行の年収 103 万円から 178 万円に引き上げることに合わせて、個人住民税の基礎控除を上げた場合、地方全体で 4 兆円程度の個人住民税の減収が見込まれるほか、所得税の減収に伴う地方交付税の減として、約 1 兆円が見込まれるところです。

特に、個人住民税は、地方自治体の基幹税であり、各市の子育てや教育支援、ごみ処理など、住民に身近な行政サービスの基盤となっており、急激な減収となると、これらの提供に重大な支障をきたすことになります。

このため、「103 万円の壁」の引き上げに当たっては、代替となる財源を確保し、住民に必要な行政サービスを提供するための基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう、慎重な議論を行うよう強く求めます。

また、「103 万円の壁」引き上げに伴う個人住民税の減収は、普通交付税の交付、不交付に関わらず全団体に多大な影響を及ぼすことから、財源の確保に際しては、地方特例交付金等、交付税措置によらない方法となるよう要望いたします。

令和 6 年 12 月 13 日

総務大臣

村上 誠一郎 様

神奈川県市長会

会長 松尾 崇